内部統制システムの整備に関する基本方針

東京ガス株式会社(以下、「当社」という。)は、経営理念のもと、適法性・健全性・透明性を確保しつつ、経営・執行責任の明確化、監督・監査機能の強化を図り、的確かつ迅速な意思決定、効率的な業務執行を推進することにより、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現する。

当社および子会社から成る企業集団(以下、「当社グループ」という。)は、それぞれの自律性を尊重 するとともに、全体最適の追求を共通の理念とすることにより、その永続的な発展を志向する。

上記を踏まえ、当社グループの業務の適正を確保するため、取締役会は内部統制システムの整備に関する基本方針を定める。本方針に基づき、執行役は当社グループにおける内部統制システムを実効的に構築・運用する役割と責任を負う。

1. 当社グループの役員・使用人等の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基盤として「私たちの行動基準」を定め、遵守する。
- (2) コンプライアンス活動の方針および体制を定め、継続的な啓発教育等によりコンプライアンス意識の醸成を図る。
- (3) 内部通報・相談窓口を当社グループ内外に設置するとともに、運用状況等を監査委員会に報告する。また、上記窓口を利用した者が、当該利用をしたことを理由として不利な扱いを受けないこととする。
- (4) 当社グループの内部統制に関する諸規則等を管理する組織を設置し、法令遵守、サイバーセキュリティの確保等を図る。
- (5) 当社グループの内部監査を分掌する部門(以下、「内部監査部門」という。)を設置し、業務執行の状況を効率的・効果的に監査する。内部監査部門は、監査結果を監査委員会および被監査子会社の取締役等に報告する。
- (6) 財務報告に係る内部統制の整備・運用とその有効性の評価に関する方針および体制を定め、財務 報告の信頼性を確保する。
- (7) インサイダー取引防止および情報開示に関する方針および体制を定め、該当する情報の取扱いの 適法性・適正性・迅速性を確保する。
- (8) 反社会的勢力の違法または不当な要求を毅然として拒否する等、「私たちの行動基準」に定め、適切な対応を図る。

2. 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 執行役の職務の執行に係る情報等について、文書および電磁的記録の取り扱いを定め、適切かつ 確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態とする。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)「リスク管理方針」に従い、執行役社長を統括責任者とするリスク管理体制を構築・運用する。また、経営に重大な損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに執行役および監査委員に報告する体制とする。

(2) 災害、製造供給支障その他不測の非常事態が発生した場合の体制整備・事業継続計画を定め、迅速かつ適切な対応を図る。

4. 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社および重要な子会社の中長期経営計画・単年度経営計画の策定・進捗その他「取締役会規則」に定められた事項等について、取締役会に定期的に報告する。
- (2)経営に係る重要な事項について、執行役の合理的な意思決定を支援する会議体を設置し、必要に 応じて多面的な検討を行う。また、当該会議体の諮問機関を設置し、投資・出資・融資に関する 案件その他の重要な事項について、専門的な観点から答申を行う。
- (3)業務執行に関する決定権限および職務分掌を定め、その責任と権限を明確化する。

5. 当社グループの子会社における業務の適正を確保するための体制

(1)子会社管理に関する方針および体制を定め、子会社の取締役等に内部統制システムの整備に関する基本方針の決定、その構築・運用を求めるとともに、子会社の株主総会付議事項の承認、その他の重要な事項の報告等を通して子会社を管理する。

6. 監査委員会の職務を補助すべき使用人等に関する事項

- (1) 監査委員会の職務を補助する専任組織を設置し、必要な使用人等を配置する。当該使用人等が監査委員会の指揮命令下で当該補助業務を円滑に行うことができる環境を整備する。
- (2) 当該使用人等に関する人事関連事項の決定については、監査委員会の同意を得て行う。

7. 監査委員会への報告に関する体制、および監査委員会の監査が実効的に行われることを確保する体制

- (1) 当社グループの役員・使用人等は、法令に定めのある事項、監査委員会から報告を求められた事項等について、遅滞なく監査委員会または監査委員へ報告する。また、上記の報告をした者が、 当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないこととする。
- (2) 監査委員会の選定する監査委員が、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、および重要な情報を入手できることを保証する。
- (3) 監査委員が法令に基づき費用等の請求をした場合は、当該費用等を負担する。
- (4) 監査委員会が、内部監査部門、会計監査人および子会社の取締役等と連携することを含め、監査 活動を実効的に実施できるよう措置を講じる。
- (5) 監査委員会からの求めがある場合、執行役社長は調査を実施し、その結果を監査委員会に報告する。なお、監査委員会は、執行役の職務の執行に法令または定款に違反するおそれがある等、必要があると認める場合には、内部監査部門に対して直接指示することができ、当該指示は執行役社長の指示に優先する。

以上